

信越支部ベストプラクティス賞表彰規程

(総則)

第1条 電子情報通信学会主催の研究発表会や学生ブランチ主催の研究発表会において学生が数多く発表し、学会の魅力向上や活性化に努めている本支部所管内の大学及び高等専門学校の研究室を表彰する。

(選考手順)

第2条 支部役員が選考委員として受賞候補となる研究室を調査し、所定の様式で支部事務局に報告を行う。

2. 支部事務局では調査内容を確認した上で発表件数順に3位までの研究室を選出し、支部長がこれを承認する。

(発表件数のカウント)

第3条 学生が筆頭著者として本会主催の研究発表会や学生ブランチ主催の研究発表会で発表した件数を数える。

2. 対象の期間は、前年度の支部大会以降、当年度の支部大会までとする。

3. 発表件数は研究室単位で集計が行われるが、複数の教員を有する研究室については、主に研究指導を受けている教員毎に分けて申請を行うこと。

4. 異なる申請に同一の発表が記載されている場合はその申請が無効となる。

5. 発表件数が同数の場合は、当年度の支部大会で発表した件数を優先して順位づけを行う。

(受賞研究室の論文集への記載と表彰)

第4条 支部大会で表彰する機会を設け、受賞した研究室名等を論文集に記載する。受賞した研究室には、賞状及び賞金を与える。賞金の金額は、1位3万円、2位2万円、3位1万円とする。

(その他)

第5条 本規程は平成22年4月30日より実施する。

2. 本規程の改正は平成27年10月4日より実施する。